

高知くらしの護身術

39

狙われる新成人

甘い誘いにご用心

(2006年12月27日掲載原稿)

今年も余日少なくなりました。

年が明けると成人式を迎える方も多いかと思えます。そこで、新成人をターゲットにした悪質商法をご紹介します。

未成年者でなくなると、法定代理人による法律上の保護がなくなります。このため、悪質な業者が待ち構えて接触してくるようになります。

電話やメールで「当選した」などと呼び出す『アポイントメントセールス』や、成人式の帰りに街で「アンケートに答えて」とか「お肌のカウンセリング」などと声をかけられ喫茶店などに誘い込まれる『キャッチセールス』などです。

いずれも販売が目的である事を隠している場合が多く、数人で取り囲み圧力をかけたり、巧みな話術で本人の支払能力以上の高額な契約をさせるような悪質な業者もいます。軽い気持ちで応じているうちに、いつの間にか高級化粧品や毛皮のコートなどを買わされていた例もありました。

こうした販売方法は、店舗や喫茶店などでの契約であっても訪問販売とみなされ、クーリングオフの対象となります。契約書面を受取ってから8日以内にクーリングオフ通知を出せば、無条件に解約が出来ます。

また、この年頃の方の高額な契約はクレジットでの支払契約となっているケースが多く見受けられます。その場合は、必ずクレジット会社にも同時にクーリングオフ通知を出してください。

方法については、消費生活センターやお近くの市町村の消費者問題担当窓口に備えているパンフレットを参考にしてください。

おめでたい成人の門出を多額の借金でスタートするはめにならないようにしてください。